

神奈川県警察無線通信運用規程

(平成 17 年 7 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 19 号)

改正 平成 18 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 10 号 平成 24 年 12 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 22 号

平成 28 年 11 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 22 号 平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号

神奈川県警察無線通信運用規程を次のように定める。

神奈川県警察無線通信運用規程

目次

第 1 章 総則(第 1 条 - 第 14 条)

第 2 章 無線電話局等の運用

第 1 節 通則(第 15 条 - 第 22 条)

第 2 節 車載無線機及び携帯無線機(第 23 条・第 24 条)

第 3 節 署活系無線機(第 25 条・第 26 条)

第 4 節 受令機(第 27 条)

第 5 節 WIDE 無線機(第 28 条・第 29 条)

第 6 節 P S D 形データ端末(第 30 条)

第 7 節 削除

第 8 節 コード管理(第 32 条・第 33 条)

第 3 章 無線通信施設の新設等及び臨時設置等(第 34 条 - 第 36 条)

第 4 章 無線通信施設の機能点検及び報告等(第 37 条・第 38 条)

第 5 章 雑則(第 39 条・第 40 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、神奈川県警察における警察無線通信(以下「無線通信」という。)の正常かつ能率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線通信施設 無線通信を行うための設備、装置及び機器をいう。

(2) 無線電話局等 無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備及びこの無線設備の操作を行う者の総体をいう。

(3) 無線機器 車載無線機、携帯無線機、署活系無線機(P S W 形携帯用無線電話機をいう。以下同じ。)、受令機及び P S D 形データ端末をいう。

- (4) 附属品 データ書込装置、メモリライタ、充電器等無線機器に附属する物品をいう。
- (5) 署活系 警察署単位で運用し、警察署等の基地局と移動局間相互又は移動局相互間の通信を確保するための通信系をいう。
- (6) コード デジタル信号の構成を変換するための符号をいう。
- (7) 所属 神奈川県警察の組織に関する規則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号)に定める神奈川県警察本部(以下「警察本部」という。)各部の分課及び附置機関、市警察部、相模方面本部、サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校並びに警察署をいう。

(総括責任)

第3条 警察本部長は、神奈川県警察における無線通信の運用に係る管理について総括する。

(運用管理者)

第4条 地域部長は、無線電話局等の運用管理者として警察本部の他の部長及び市警察部長、方面本部長、サイバーセキュリティ対策本部長、神奈川県警察学校長並びに関東管区警察局神奈川県情報通信部長(以下「情報通信部長」という。)と連携を保ち無線電話局等の全般的な配置及び運用に係る業務を掌理する。

(無線通信統制官)

第5条 警察本部に、無線通信統制官を置く。

- 2 無線通信統制官は、地域部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)をもって充てる。
- 3 無線通信統制官は、無線通信の使用管理に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 無線通信利用方法の適否の審査
 - (2) 通話及び通報の取扱順位及び方法の変更
 - (3) 無線通信がふくそうしている場合における無線通信の宰領等
 - (4) その他無線通信の使用管理に関し必要な事項
- 4 無線通信統制官は、必要と認めるときは、あらかじめ指定する者に統制業務を代行させることができる。

(管理責任者)

第6条 所属の長(以下「所属長」という。)は、管理責任者として、所属に設置され、又は配置された無線通信施設の運用に係る管理及び監督を行う。

(管理主任者)

第7条 所属長は、無線機器等(無線機器及び附属品をいう。以下同じ。)の適正な運用と厳正な管理を図るため、管理主任者を指定するものとする。

2 管理主任者は、無線機器等を直接管理するため、無線通信の業務に従事する者(以下「通信従事者」という。)を指導監督し、無線機器等の適正な管理及び効果的な運用に努めなければならない。

(通信従事者)

第8条 無線電話局等の通信従事者は、電波法施行令(平成13年政令第245号)第2条第3項第2号に規定する第2級陸上特殊無線技士の資格を有する者をもって充てる。

2 通信従事者は、その配置に係る無線電話局により構成される無線通信系(以下「通信系」という。)の状況を把握し、当該無線電話局の機能を最高度に発揮するように努めなければならない。

(通信制限)

第9条 警察本部長は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合その他警察責務を遂行するために必要と認める場合は、必要な通信制限を行い、重要な通信の確保を図らなければならない。

(部外使用の禁止)

第10条 無線通信は、警察職員又は法令により使用することができる者以外に使用させてはならない。

(通話の内容)

第11条 通話の内容は、警察の責務を遂行するために必要な事項でなければならない。

2 通話の内容は、略語を使用する等簡潔めいりょうなものでなければならない。

(濫用の防止)

第12条 通話は、濫用してはならない。

(内容の秘匿)

第13条 通話に当たっては、電波の拡散性を考慮して常に内容の秘匿に留意し、特に必要がある場合は、暗号等を使用しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 通信従事者又はこれに関係のある者若しくは関係のあった者は、法令の定めるところにより無線通信の秘密を保持しなければならない。

第2章 無線電話局等の運用

第1節 通則

(無線電話局等の種類)

第15条 無線電話局等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 固定局 固定地点相互間の無線通信を行うため設置された警察本部、警察署等の無線電話局
- (2) 基地局 移動局と無線通信を行うため設置された警察本部、警察署等の無線電話局
- (3) 移動局 自動車用、船舶用、航空機用及び携帯用の無線電話局

(4) 遠隔制御装置(以下「リモコン」という。) 有線回線によって無線電話局を遠隔操作する装置

(統制局)

第 16 条 通信系の統制局は、次のとおりとする。

(1) 警察本部の固定局又は基地局が宰領する通信系については、警察本部の固定局又は基地局

(2) 警察署の基地局が宰領する通信系については、警察署の基地局。ただし、2以上の警察署が運用する無線電話局により構成される通信系については、関係警察署長の協議により指定した無線電話局

(3) その他の通信系については、別に定める。

2 統制局は、当該統制局に属する通信系を構成する無線電話局等が行う無線通信について、通信順位の設定その他の通信の宰領を行うとともに、無線通信上の事故防止を図り、速やかに無線通信を処理するように努めなければならない。

3 警察本部の統制局の業務は、通信指令課長が行うものとする。

4 無線電話局等は、統制局の行う無線通信の統制に従って通話しなければならない。

5 地域部長は、必要があると認める場合は、通信系及び所属長を指定して第 3 項の統制業務を代行させることができる。

(運用時間)

第 17 条 無線電話局等の運用時間は、次のとおりとする。

(1) 固定局及び基地局 常時

(2) 移動局 移動業務中

(3) リモコン(神奈川県警察照会センターに設置されているもの及び 110 番通報事案対応に係るものに限る。) 常時

(4) 前号以外のリモコン 必要なとき

(リモコンの名称)

第 18 条 無線通話に用いるリモコンの名称は、次のとおりとする。

(1) 警察署 当該警察署名

(2) 前号以外の箇所 別に指示する名称

(無線通話の種類)

第 19 条 無線通話の種類は、次のとおりとする。

(1) 至急通話 特に急を要する通話で、送受信中の普通通話を中断して送受信するもの

(2) 普通通話 前号以外のもの

2 無線通話は、前項各号の順位に従って取り扱うものとする。

(特例的通信の実施方法)

第 20 条 無線電話局等による特例的通信の実施方法は、別に指示する。

(通信の宰領)

第 21 条 無線通信統制官は、大規模な警備実施、緊急配備、警衛、警護その他無線通信の運用上特に必要と認めた場合は、無線通信の宰領を行うことができる。

2 統制局は、宰領通信を行うとき又は宰領通信を解除するときは、その旨を関係無線電話局等に通知しなければならない。

(非常通信等の取扱い)

第 22 条 無線通信統制官及び無線電話局等の所属長は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合が必要があるときは、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 52 条第 4 号に規定する非常通信その他法令で定める通信(以下「非常通信等」という。)を取り扱うことができる。

第 2 節 車載無線機及び携帯無線機

(配置及び運用)

第 23 条 車載無線機及び携帯無線機は、警察本部長が警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機の配置状況、警察事象の発生状況、使用頻度等を考慮して配置するものとする。

2 車載無線機及び携帯無線機は、適正かつ効率的な警察活動に必要な指揮命令、報告連絡、情報等を送受信するために運用するものとする。

3 車載無線機及び携帯無線機の運用要領は、別に指示する。

(統制局の指定)

第 24 条 所属長は、同一周波数の携帯無線機を 3 局以上同時に運用するときは、統制局を指定するものとする。ただし、2 以上の所属が運用する場合は、関係所属長の協議により指定するものとする。

第 3 節 署活系無線機

(配置及び運用)

第 25 条 署活系無線機の配置については、第 23 条第 1 項の規定を準用する。

2 署活系無線機は、適正かつ効率的な警察活動に必要な指揮命令、報告連絡、情報等を送受信するために警察署単位で運用するものとする。

3 署活系無線機の運用要領は、別に指示する。

(統制局の指定)

第 26 条 署活系の統制局は、警察署の基地局とする。

第 4 節 受令機

(配置及び運用)

第 27 条 受令機の配置については、第 23 条第 1 項の規定を準用する。

2 受令機は、適正かつ効率的な警察活動に必要な通報を受信するために運用するものとする。

3 受令機の運用要領は、別に指示する。

第5節 WIDE 無線機

(配置及び運用)

第28条 WIDE 無線機の配置については、第23条第1項の規定を準用する。

- 2 WIDE 無線機は、警察電話、加入電話、直通電話及び指令通話の機能を選別して活用することにより、適正かつ効率的な警察活動に必要な指揮命令、報告連絡、情報等を送受信するために運用するものとする。
- 3 WIDE 無線機の運用要領は、別に指示する。

(連携)

第29条 無線通信統制官は、WIDE 通信システムの的確な運用を図るため、警察無線通話要則(昭和40年警察庁訓令第3号)に定める通信調整官と相互に緊密な連携を保たなければならない。

第6節 PSD形データ端末

(配置及び運用)

第30条 PSD形データ端末の配置については、第23条第1項の規定を準用する。

- 2 PSD形データ端末は、適正かつ効率的な警察活動に必要な指揮命令、報告連絡、情報等を送受信するために運用するものとする。
- 3 PSD形データ端末の運用要領は、別に指示する。

第7節 削除

削除

第8節 コード管理

(無線通信統制官と通信調整官との連携)

第32条 無線通信統制官は、デジタル通信の適正かつ効率的な運用を図るため、コードの適正な管理について、通信調整官と相互に緊密な連携を保つものとする。

(コード管理要領)

第33条 コード管理要領については、その都度指示するものとする。

第3章 無線通信施設の新設等及び臨時設置等

(無線通信施設の新設等)

第34条 所属長は、無線通信施設の新設、増設、移設、変更及び廃止の必要があるときは、速やかに無線通信施設の新設等申請書(第1号様式)により、通信指令課長を経て警察本部長に申請するものとする。

(無線通信施設の臨時設置)

第35条 所属長は、固定局、基地局、リモコン等を臨時に設置する必要があるときは、その申請について前条の規定を準用する。ただし、突発事案の発生その他緊急を要するときは、電話等により申請し、事後速やかに無線通信施設の新設等申請書を送付するものとする。

- 2 臨時使用の期間は、別に定める。

(無線機器等の臨時使用)

第 36 条 所属長は、携帯無線機、WIDE 無線機、受令機等を臨時に使用する必要があるときは、その申請について第 34 条の規定を準用する。ただし、突発事案の発生その他緊急を要するときは、電話等により申請し、事後速やかに無線通信施設の新設等申請書を送付するものとする。

2 臨時使用の期間は、別に定める。

第 4 章 無線通信施設の機能点検及び報告等

(無線通信施設の機能点検)

第 37 条 所属長は、管理主任者に無線通信施設の機能点検を行わせるものとする。

2 所属長は、機能点検により異常があった場合は、その状況を無線通信統制官に速報するものとする。

(無線通信施設の事故報告)

第 38 条 所属長は、無線通信施設に亡失、破損等の事故があったときは、速やかに電話により通信指令課長を経て警察本部長に報告し、応急の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講じた所属長は、無線通信施設事故報告書(第 2 号様式)によりその状況を報告するものとする。

3 警察職員は、無線通信施設に異常があることを知ったときは、所属長を経て無線通信統制官に報告するものとする。

4 無線通信統制官は、無線通信施設の亡失、破損等の事故又は異常の報告を受けた場合は、通信調整官と緊密な連携を保ち対応するものとする。

第 5 章 雑則

(指導及び教養)

第 39 条 地域部長は、必要と認めるときは、あらかじめ指定する者に無線電話局等の運用状況及び無線機器等の保管管理について必要な指導及び教養を実施させるものとする。

(細目的事項)

第 40 条 この訓令の施行に関し必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 22 号)
この訓令は、平成 28 年 12 年 1 月から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 34 条 - 第 36 条関係)

無線通信施設の新設等申請書
[別紙参照]

第 2 号様式(第 38 条関係)

無線通信施設事故報告書
[別紙参照]